

長野県厚生農業協同組合連合会

佐久総合病院看護専門学校同窓会会則

第1条 本会は、長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院看護専門学校同窓会と称する。

第2条 本会は、会員相互の親睦・向上をはかり、母校の発展に寄与することをもって目的とする。

第3条 本会の事務局を学校におき、事務局員を1名置く。

第4条 各厚生連病院に連絡員を置く。

第5条 本会の会員は会員をもって組織する。

1. 会員は本学校の卒業生による。

第6条 本会に下記の役員を置く。

- | | | |
|--------------|----|------------------------------|
| 1. 会長 | 1名 | } *各役員は
退職している会員からも選出できる。 |
| 2. 副会長 | 2名 | |
| 3. 書記 | 1名 | |
| 4. 会計 | 1名 | |
| 5. 会計監査 | 1名 | |
| 6. 各厚生連病院連絡員 | 1名 | |
| 7. 事務局 | 1名 | |

第7条 役員の任務及び選出方法

1. 会長は会員中より公選し、本会を代表し会務をつかさどる。
(3年毎、輪番制とする: ➡佐久病院、医療センター➡北信➡北アルプス医療センター➡長野松代総合病院➡鹿教湯三才山リハビリセンター➡こもろ南麓医療センター➡南長野医療センター、新町病院➡富士見高原病院➡下伊那厚生病院➡佐久へ戻る)
2. 副会長は会員中より、公選し会長補佐し、会長の支障あるときは、その任務を代行する。
3. 書記・会計・会計監査は、会員中より公選し、本会の庶務及び会計・会計監査をつかさどる。
4. 各厚生連病院の連絡員は施設ごとに決め、本会の総会までに事務局まで連絡する。
本会の窓口となり庶務をつかさどる。
役員・連絡員が任期内において欠員になる場合は、必ず後任を選出し事務局に申し出る。
を追加する。
5. 事務局員は、学校に在籍する教員より選び、第6条の1～5の役員と兼務も認める。資料の保管、印刷等庶務をつかさどる。

第8条 本会は顧問を2名置く。

顧問は、現学校長、現副学校長(教務)とする。

第9条 役員任期は3年とする。

第10条 本会は3年目に総会を開き、3年間の収支、決算、予算その他の提案事項を議決する。

会長が必要と認めた時は、臨時総会を招集できる。

第11条 総会の議決は出席会員に限り、多数決とする。

第12条 本会の資金は、会費・その他をこれにあてる。

第 13 条 本会の会計は、総会后より始まり、総会におわる。

第 14 条 本会の入会は卒業時とし、終身会費として金 5000 円を納入する。

第 15 条 会員名簿は学校の事務局に保存する。

同窓会、同級会などで住所録を必要とするときは、事前に事務局に連絡の上来校し会員であることを証明し(閲覧申請書記入)許可を受けた上で、会員名簿を閲覧することができる。同窓会名簿は個人情報保護上発行しない。

第 16 条 会員は氏名又は住所に変更があった場合は、事務局に報告する義務がある。

第 17 条 本会会則の変更は、総会において出席の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

第 18 条 総会時、会長の判断により、講演会、演奏会等を計画する事ができる。内容によっては、費用を徴収する事ができる。

第 19 条 同窓会役員において訃報の連絡があった会員へ、死亡弔慰金として以下の対応をする。

定年退職前 生花一基、弔電（合わせて二万円以内）

定年退職後 弔電（五万円以内）

を追加する。

附則 この会則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 1 年 12 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

この会則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。